

令和 3 年度決算に係る

定期監査
資料
決算審査

令和 4 年 7 月

総務部人権局人権・同和対策課

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1 頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
	(3) 決算審査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1 頁
3	職員の定員、現員調べ	1 頁
4	役付職員の調べ	2 頁
5	主な事業に関する調べ	3 頁
6	決算資料	1 1 頁
7	事業別実施状況調べ	1 2 頁
8	予備費の充用調べ	1 6 頁
9	現金の取扱状況	1 6 頁
	(1) 現金取扱状況	
	(2) つり銭の状況	
1 0	財産に関する調べ	1 7 頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の保有状況	
	(3) 基金	
	(4) 債権	
1 1	財産の貸付け及び使用許可調べ	2 0 頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品（1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの）	
1 2	借受不動産明細調べ	2 1 頁
1 3	職員駐車場の管理状況調べ	2 1 頁
	(1) 管理状況	
	(2) 減免の考え方	
	(3) 使用料の見直し	
1 4	寄附物件の受納状況調べ	2 1 頁
1 5	備品の処分状況調べ	2 1 頁
1 6	貸付金等状況調べ	2 2 頁
	(1) 総括表	
	(2) 償還状況	
○	意見、要望等	2 2 頁

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項 該当なし

(2) 監査意見 該当なし

(3) 決算審査意見

決 算 審 査 意 見	処 理 状 況 等
収入未済額の縮減について	<p>【鳥取県専修学校等奨学資金貸付金】 〈R3年度取組状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現年度新規調定に対する回収率は、昨年に引き続き99%以上の高水準となっている。 ・過年度滞納分の回収率は、現年度新規調定と比較すると低いものの、令和3年度は3名の滞納者に対する回収業務を債権回収会社に委託したところ、残額の一括回収や定期回収につながった。 <p>〈処理方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度分については、税務課が一括契約している債権回収会社において、当課委託案件も高水準で回収されているため、委託を継続する。 ・納付が見込まれない案件については、税務課と連携して、支払督促等裁判手続への移行も検討する。 ・現年度分（新規調定）については、返還が遅れた者に人権・同和対策課の担当者からこまめに連絡をとり、遅くとも期限から2月以内に納付されるよう状況を注視し、年度内の納付となるよう働きかける。

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況 該当なし

3 職員の定員、現員調べ

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		合計		備 考
	4.4.1 現在	3.4.1 現在	4.4.1 現在	3.4.1 現在	4.4.1 現在	3.4.1 現在	4.4.1 現在	3.4.1 現在	
定 員	9	10	0	0	0	0	9	10	
現 員	(1) 10	10	0	0	0	0	(1) 10	10	R4.3月から病休 R4.6月から休職
過不足(△)	1	0	0	0	0	0	1	0	
臨時的 任用職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
会計年度 任用職員	2	2	0	0	0	0	2	2	人権相談員 1名 事務員 1名

4 役付職員の調べ

(令和4年7月1日現在)

職 名	氏 名	在 職 期 間	備 考
局 長	小 林 靖 尚	1年 3月	
課 長	古 田 慎 一	3月	
課長補佐	石 上 伸 之	3月	
課長補佐	長 池 真由美	3年 3月	

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
差別と偏見のない社会づくり推進費 (鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)	2,538	34	0	0	2,504
将来ビジョン	V 【支え合う】お互いを認め、尊重して、支え合う				
令和新時代創生戦略	2. 人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む (2) 人財とっとり ③女性、高齢者、障がい者など多様な主体が輝く地域づくり SDGsゴール(10 人や国の不平等をなくそう)				
政策項目					
1 事業の目的、概要	鳥取県では、感染症をはじめとするあらゆる差別や人権問題への取組を推進し、差別のない人権が尊重される社会づくりを図るため、鳥取県人権尊重の社会づくり条例を改正した。条例に基づき策定する人権施策の基本となるべき方針に県民の幅広い意見を反映させるため「鳥取県人権尊重の社会づくり協議会」(以下「協議会」という)を開催する。				
2 事業の内容、実施の状況	協議会、差別事象等検討小委員会(以下「小委員会」という)をそれぞれ開催し、委員の意見を求めた。 (1) 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 ア 第1回 (ア) 開催日：令和3年5月21日(金) (イ) 場所：とりぎん文化会館 第3会議室 (ウ) 主な議題 ・鳥取県人権施策基本方針の第4次改訂について ・人権尊重の社会づくりネットワークの運用について ・差別事象検討小委員会の開催概要について イ 第2回 (ア) 開催日：令和3年7月27日(火) (イ) 場所：とりぎん文化会館 第3会議室 (ウ) 主な議題 ・鳥取県人権施策基本方針第4次改訂(素案)について (2) 差別事象等検討小委員会 ア 第1回 (ア) 開催日：令和3年7月27日(火) (イ) 場所：とりぎん文化会館 第3会議室 (ウ) 主な議題 ・委員長の選任、副委員長の指名について ・会議の公開、非公開について ・県内で発生している差別事象について イ 第2回 (ア) 開催日：令和4年3月23日(水) (イ) 場所：とりぎん文化会館 第5会議室 (ウ) 主な議題 ・会議の公開、非公開について ・市町村等から報告のあった差別事象について				
3 事業成果(改善状況)・課題等					

協議会の開催を通じ、各分野人権分野を代表する委員の皆様のご意見を基に、鳥取県人権施策基本方針の第4次改訂を行い、「条例改正に基づく構成の見直し」インターネットの発達や新型コロナウイルス感染症の拡大による「社会情勢の変化による対応」「人権意識調査の反映」などの見直しを行った。

今後は、改訂した基本方針に沿った人権施策の推進の実施について、協議会にてご意見を伺い、フォローアップを行いながら具体的施策を推進していくことが課題である。

また、差別事象等小委員会では、引き続き県内で発生した差別事象の原因や背景の分析、今後の効果的な啓発、支援等の検討を行っていく必要がある。

事業名	決算額	財源内訳																															
		国庫支出金	起債	その他	一般財源																												
差別と偏見のない社会づくり推進費 (人権尊重の社会づくり相談ネットワーク)	2,994	0	0	0	2,994																												
将来ビジョン	V 【支え合う】お互いを認め、尊重して、支え合う																																
令和新时代創生戦略	2. 人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む (2) 人財とっとり ③女性、高齢者、障がい者など多様な主体が輝く地域づくり SDGsゴール(10 人や国の不平等をなくそう)																																
政策項目																																	
1 事業の目的、概要																																	
<p>県民からの人権に関する相談に総合的に対応し、人権相談員からの助言や情報提供、弁護士会等と連携した専門相談員からの支援、関係機関との連携などを行い、相互の理解と自主的な取組みによって解決の促進を図る。また、「同和問題・部落差別相談窓口」「障がい者差別解消相談支援センター」としても位置付けられている。</p> <p>・人権相談窓口設置場所等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>設置場所</th> <th>相談員</th> <th>専門相談員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部</td> <td>人権局</td> <td>2人</td> <td rowspan="3">・法律、臨床心理等の有識者 38人 ・必要の都度対応</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>中部総合事務所県民福祉局</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>西部総合事務所県民福祉局</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table>						地域	設置場所	相談員	専門相談員	東部	人権局	2人	・法律、臨床心理等の有識者 38人 ・必要の都度対応	中部	中部総合事務所県民福祉局	2人	西部	西部総合事務所県民福祉局	2人														
地域	設置場所	相談員	専門相談員																														
東部	人権局	2人	・法律、臨床心理等の有識者 38人 ・必要の都度対応																														
中部	中部総合事務所県民福祉局	2人																															
西部	西部総合事務所県民福祉局	2人																															
2 事業の内容、実施の状況																																	
<p>(1) 県内3か所に人権相談窓口を設置 (2) 人権局に「こどもいじめ人権相談窓口(専用電話)」を設置 (3) 専門相談員(弁護士)による人権問題法律相談会を開催 (4) ネットモニタリングの実施</p> <p><業務内容></p> <p>県民からの人権相談に対応し、次のとおり解決を支援</p> <p>① 相談内容の傾聴、相談員による助言・情報提供 ② 関係機関と緊密に連携した支援 ③ 専門相談員による専門的な知見からの助言</p>																																	
3 事業成果(改善状況)・課題等																																	
<p>・事業の成果</p> <p>○下記の相談事例に掲げるとおり、人権相談員が中立的な立場で懇切、丁寧に、他機関の協力も得ながら、機動的に各種相談の解決を促進した。その中で、助言を相談者が検討することで終了となったものが594件、関係機関と連携して解決に至ったものが30件となった。調査、勧告、公表などの権限はないものの、現状ではおおむね相談者の満足を獲得している。</p> <p>・相談件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>面接</th> <th>電話</th> <th>封書等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>108</td> <td>837</td> <td>19</td> <td>964</td> </tr> </tbody> </table> <p>・相談内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>同和問題</th> <th>外国人</th> <th>障がい</th> <th>子ども</th> <th>女性</th> <th>高齢者</th> <th>労働者</th> <th>疾病</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>5</td> <td>196</td> <td>36</td> <td>8</td> <td>22</td> <td>202</td> <td>312</td> <td>522</td> <td>1,309</td> </tr> </tbody> </table>						面接	電話	封書等	計	108	837	19	964	同和問題	外国人	障がい	子ども	女性	高齢者	労働者	疾病	その他	計	6	5	196	36	8	22	202	312	522	1,309
面接	電話	封書等	計																														
108	837	19	964																														
同和問題	外国人	障がい	子ども	女性	高齢者	労働者	疾病	その他	計																								
6	5	196	36	8	22	202	312	522	1,309																								

・主な支援類型と具体例

支援類型	具体例	
	分野	対応状況
① 問題を整理し、解決のために必要な情報等を提供	その他	自分の名前について20年間悩みに悩んでいた方から、名前を変更したいとの相談があった。家庭裁判所に制度の確認を行って上で、改名は家庭裁判所の手続きを経て審判で確定すれば可能である旨を情報提供した。併せて、家裁に対して、相談に応じてもらうよう依頼した。
② 相談内容を整理してまとめ、関係機関へ伝達して解決を促進	性的マイノリティ	トランスジェンダーの方から相談があり、就職活動を行っているが、支援がなく困っていた。県立ハローワークに伝達し、ジェンダー研修を受講した就業支援員を担当者として、就職活動について支援を行うこととなった。
	子ども、障がい	相談者の子どもは障がいがあり施設に入所中であるが、劣悪な環境で自宅に戻りたいと希望している。児童相談所にかかけあってもなかなか話がうまくいかないとの相談があった。相談者の希望により、児童相談所の所管課と早期面談を行うよう調整した。
	新型コロナ関係	子どもの運動会にワクチン接種をした保護者しか参加できないと保育園からお知らせがあり驚いているとの相談があり、関係市町村の担当課を紹介した。本件は、他の保護者も保育園や市町村の担当課に相談されており、保育園が取り扱いを撤回され、問題解決した。
③ 関係機関職員等と対応策を検討しながら解決を促進	障がい者	あるスポーツ施設の指導員から、聴覚障がいを理由に激怒され、差別されているとの相談があり、施設管理者に連絡を取り、担当者等との話し合いを行った結果、障がい者への配慮について改善されることとなった。
④ 相談内容を第三者の立場で冷静に伝達し、解決を促進	その他（誹謗中傷）	インターネット掲示板に、ある法人に関する書き込みが増加し、法人の信用失墜になるとの相談があり、相談員が掲示板の運営会社に削除要請を行い、書き込みは削除された。
	その他（ハラスメント）	公営住宅に10年以上住み、犬を飼っているが、今回初めて市町村職員が「犬を何とかしてくれ」と訪問してきた。その際の職員の態度が威圧的であったとの相談があった。相談者の意向により、相談員が市町村担当課に連絡し改善について要望を行い、今後は態度を改めるとの回答を得た。

○課題

- ・県民が相談窓口の情報を入手できるよう、継続的に、かつ、どのような相談が受けられるのか具体的に周知することが必要。
- ・引き続き、市町村や相談関係機関等に対して、相談ネットワークの周知と連携・協力の依頼を行い、関係機関とのさらなる連携・協力を進める。
- ・重大な人権侵害事案で、対応に困難が予想される場合は、関係機関と連携しながら、相談者へのフォローを行うことが必要。
- ・市町村等で人権相談を担当する相談員を含め、相談スキルのレベルアップに取り組み、相談者支援の充実を図ることが必要。

(参考)

◇こどもいじめ人権相談窓口の設置

いじめが全国的に問題になっていることを受け、平成24年9月から人権局に新たに「こどもいじめ人権相談窓口」を開設し、引き続き、子どものいじめに係る相談に対応。

- ・電話相談：24時間対応　・メール相談：24時間対応
- ・相談件数：35件（前年度26件　人権相談件数の内訳）

◇「鳥取県いじめ問題検証委員会」の設置

県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故が発生した場合、関係者の了解のもとに事実関係を確認し、問題の解決に向けての検証等を行う「鳥取県いじめ問題検証委員会」を設置することとしている。（過去には設置実績なし）

事業名	決算額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
部落差別解消推進事業	4,438	594			3,844
将来ビジョン	V【支え合う】お互いを認め、尊重して、支え合う				
令和新時代創生戦略	2. 人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む (2) 人財とっとり ③ 女性、高齢者、障がい者など多様な主体が輝く地域づくり SDGsゴール(10 人や国の不平等をなくそう)				
政策項目	—				
<p>(概要)</p> <p>1 事業の目的、概要</p> <p>(ア) 目的</p> <p>部落差別解消法が平成28年12月に施行されたことを受けて、部落差別解消に向けて早期に対応すべき課題に対応する具体的施策により、部落差別解消の推進を図る。</p> <p>2 事業の内容、実施の状況</p> <p>(1) 部落差別解消推進に係る啓発広報</p> <p>ア 部落解放月間(7月10日から8月9日まで)での啓発 若年層へのPRを狙い、マンガを使用したポスターを作成し学校及び関係機関に配付した。</p> <p>イ 身元調査お断り運動(9月)における啓発 身元調査お断りのリーフレットを市町村等関係機関に配布して周知を呼びかけた。</p> <p>ウ 部落差別解消推進に係る啓発冊子の作成・配付 2月に県民一人ひとりに部落差別についての正しい理解と認識を深めていただくため、啓発リーフレット「同和問題(部落差別)について知っていますか」を作成(5,500部)し学校及び関係機関に配付した。</p> <p>(2) 隣保館相談支援機能強化事業</p> <p>ア 隣保館相談支援機能強化アドバイザーの派遣 北栄町(1回)、琴浦町(4回)に隣保館と関係機関が連携した相談支援体制構築に関するアドバイザーを派遣。 鳥取市の隣保館相談員と市社協の生活支援コーディネーターのケース研修会にアドバイザーを派遣(計7回)</p> <p>イ 第3回隣保事業全国研究交流大会開催 鳥取市人権交流プラザを主会場とし、オンライン配信により開催。(11月27日、11月28日、12月4日、12月5日)延べ200人が参加 プレ企画 地域食堂と隣保事業(講師:全国子ども食堂支援センター・むすびえ理事長 湯浅 誠氏ほか) 分科会Ⅰ 多機関協働と隣保事業(講師:中央大学法学部教授 宮本 太郎氏ほか) 分科会Ⅱ 伴走型支援と隣保事業(講師:特定NPO法人抱樸 理事長 奥田 知志氏ほか) 分科会Ⅲ 重層型支援体制と隣保事業(講師:日本福祉大学 副学長 原田 正樹氏ほか)</p> <p>ウ 隣保事業ソーシャルワーカー養成研修開催 鳥取市人権交流プラザを主会場とし、オンライン配信により開催。(11月28日、12月4日、12月5日、12月18日、12月25日、1月8日) 地域共生社会、相談支援、隣保事業概論、人権関係法、地域課題の解決、ケース検討の意義と理解等について研修 県内受講者18人(最終修了者9人)</p>					

(3) 各団体に対する補助金等

関係団体が行う部落差別解消に向けた啓発及び研修等の活動に対して助成を行った。

(単位：千円)

区 分	補助率	予算額	当初交付 決定額	実績報告額
部落解放同盟鳥取県連合会補助金	県 1/2	2,300	1,759	986
鳥取県隣保館連絡協議会補助金	県 1/2	600	600	366
鳥取県同和対策協議会補助金	定額	126	126	126
全国隣保館連絡協議会負担金	—	550	550	550

3 事業成果（改善状況）・課題等

(1) 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

ア 部落差別解消推進に係る啓発広報

部落差別への関心が薄い若年層に対して、マンガ等を活用することにより、目に触れやすく関心を持ちやすい広報の手法を取り入れた。

イ 隣保館相談支援機能強化事業

アドバイザーを派遣し、隣保館の関係機関との連携に関する悩みに助言を行った。また、隣保館と地域の福祉相談機関等との連携が強まるよう隣保館の職員と社会福祉協議会の職員とが合同でケース会議を行い、その場アドバイザーを派遣するなどの工夫を行った。

(2) 成果及び効果

ア 部落差別解消推進に係る啓発広報

ポスターやリーフレットの作成配付等により、部落差別や身元調査が人権侵害であり許されない行為であることを啓発することができた。

イ 隣保館相談支援機能強化事業

隣保館職員と社会福祉協議会等の福祉関係職員と一緒に研修を行うことで、情報の共有やネットワーク構築の促進につながった。

(3) 課 題

ア 部落差別解消推進に係る啓発広報

部落差別解消推進法の趣旨をふまえ、今後も差別意識の解消に向けてより一層啓発に努めていくことが必要。

イ 隣保館相談支援機能強化事業

相談支援体制の充実のために隣保館と地域の福祉相談機関等との連携が重要であるが、ネットワークづくりが進んでいない地域もあるため、引き続き相談支援のネットワーク構築を推進する必要がある。

事業名	決算額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
多様な性を認め合う社会づくり推進事業	1,503	384	0	0	1,119
将来ビジョン	5 支え合う お互いを認め、尊重して、支え合う				
令和新時代創生戦略	2. 人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む (2) 人財とっとり ③ 女性、高齢者、障がい者など多様な主体が輝く地域づくり SDGsゴール(10 人や国の不平等をなくそう)				
政策項目					
<p>1 事業の目的、概要 多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを進めるため、「多様な性を認め合う社会づくりシンポジウム」を開催し、性的マイノリティの方々の生きづらさ及びアウティングの危険性に対する理解と、共に寄り添い生きることの重要性を発信する。また、相談員の人材育成及び当事者が気軽に立ち寄ることのできる居場所づくりとしての「コミュニティースペース」の提供に取り組み、相談支援の充実を図る。</p> <p>2 事業の内容、実施の状況</p> <p>(1) 調査検討事業 鳥取県人権施策基本方針第4次改訂を行い、第7章分野別施策の推進 10性的マイノリティの人権の記載内容について見直しを行った。</p> <p>(2) 啓発事業 「多様な性を認め合う社会づくりシンポジウム」を開催した。 日時：令和3年12月2日(木) 13:30~15:45</p> <p>(3) 人材育成事業 LGBTQに係る支援相談を行う人材を育成するため、様々な分野の講師をお招きし、計5回の研修を行った。 第1回「セクマイと法」他 日時：令和3年10月1日(金) 10:00~15:00 第2回「LGBTQの子どもたちが直面する課題とは」他 日時：令和3年10月11日(月) 10:00~15:00 第3回「学校におけるLGBTの子どもたち」他 日時：令和3年10月22日(火) 10:00~15:00 第4回「カミングアウトに主眼を置く意味と親の理解について」他 日時：令和3年11月9日(火) 10:00~15:00 第5回「LGBT支援活動とスペース運営について」他 日時：令和3年11月26日(金) 10:00~15:00</p> <p>(4) 居場所づくり 鳥取市、倉吉市が設置するコミュニティースペースにて、当事者と支援員がともに学ぶ学習会を3回開催した。 第1回「性の多様性をめぐる子ども、学校、教育の課題」(鳥取市) 日時：令和4年2月5日(土) 10:00~12:00 第2回「LGBTQのキャリアプランとライフプラン」(鳥取市) 日時：令和4年2月19日(土) 10:00~12:00 第3回「コミュニティースペースの運営について」(倉吉市) 日時：令和4年3月13日 13:30~15:30</p> <p>3 事業成果(改善状況)・課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウムには計125名以上の参加をいただき、アンケートで「大変満足」または「まあ満足」と回答した人は84%であった。 ・人材育成研修には累計139名の参加をいただき、県内の支援相談員の養成へと繋がった。 ・居場所(コミュニティースペース)での学習会はアンケートにおいて概ね「満足した」または「やや満足した」と回答をいただいた。 ・引き続き、当事者の生きづらさを解消するために、アウティング対策などの啓発を実施し、誰もが自分らしく生きることのできる社会づくりを推進する必要がある。 					

6 決算資料
一般会計（歳入）

（単位：円）

区分	科目	予 算 現 額				調 定 額 A	収入済額 B	不納欠損 額 C	収入未済額 A-B-C	備 考
		当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越財源充当額	計					
歳 入	行政財産使用料	203,000	0	0	203,000	210,199	210,199	0	0	
	民生費 国庫補助金	114,251,000	0	0	114,251,000	110,929,000	110,929,000	0	0	
	民生費委託費	20,512,000	△4,943,000	0	15,569,000	14,589,187	14,589,187	0	0	
	財産貸付収入	302,000	0	0	302,000	227,206	227,206	0	0	
	専修学校等奨学 資金貸付金元利 収 入	4,653,000	0	0	4,653,000	9,818,191	5,072,186	0	4,746,005	
	雑 入	7,000	0	0	7,000	3,041,112	3,041,112	0	0	
	繰 越 金	0	0	1,774,630	1,774,630	1,774,630	1,774,630	0	0	
	合 計	139,928,000	△4,943,000	(1,774,630) 1,774,630	(1,774,630) 136,759,630	(1,774,630) 140,589,525	(1,774,630) 135,843,520	0	4,746,005	

一般会計（歳出）

（単位：円）

区分	科目	予 算 現 額					支出済額 （決算額） B	支出済額の内訳		翌 年 度 繰 越 額 C	差引残額 （不用額） A-B-C	備 考
		当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越額	予 備 費 支出及び 流用増減	計 A		本 庁	出納機関			
歳	社会福祉総務費	341,261,000	△6,929,000	1,774,630	0	(1,774,630) 336,106,630	(1,697,106) 312,347,882	(1,697,106) 312,186,829	161,053	0	(77,524) 23,758,748	
	総務管理費	0	0	0	6,039,000	6,039,000	6,039,000	6,039,000	0	0	0	
出	合 計	341,261,000	△6,929,000	(1,774,630) 1,774,630	6,039,000	(1,774,630) 342,145,630	(1,697,106) 318,386,882	(1,697,106) 318,225,829	161,053	0	(77,524) 23,758,748	

7 事業別実施状況調べ

(単位：円)

事業名	予 算 現 額					支出済額 (決算額) B	翌年度 繰越額 C	差引残額 (不用額) A-B-C	執行 率 B/A	事業計画と実績・成果、 繰越、不用額の理由等
	当初予算額	補正予算額	継続費 及び繰 越事業 費繰越 額	予 備 費 支出及び 流用増減	計 A					
(社会福祉総務費) 社会福祉総務費職員 人件費	72,804,000	598,000	0	0	73,402,000	72,982,438	0	419,562	99.4	
(主) 差別と偏見の ない社会づくり推進 費(鳥取県人権尊重 の社会づくり協議 会)	3,593,000	△317,000	0	△100,275	3,175,725	2,537,921	0	637,804	79.9	主な事業調べのとおり
(主) 差別と偏見の ない社会づくり推進 費(人権尊重の社会 づくり相談ネット ワーク事業)	3,283,000	0	0	0	3,283,000	2,993,025	0	289,975	91.2	主な事業調べのとおり
差別と偏見のない社 会づくり推進費(正 しい知識の普及啓 発)	1,968,000	△1,537,000	0	0	431,000	290,275	0	140,725	67.3	<人権尊重の社会づくりセミナー> 県民を対象とした人権研修の開催 ①「職場におけるハラスメント問題 とその対策について」：9月3日(金) 講師：渡部一恵氏 参加者：123名 ②「インターネットにおける部落差 別の問題～「全国部落調査」復刻版 裁判から～」5月26日(水) 講師：山本志都氏 ③「コロナから見た様々な差別～

											<p>コロナ収束後にどう生かしていくか～」 1月28日(金) 講師：松村元樹氏 オンライン開催、(参加者93名) 不用額の理由：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、セミナー開催の減少(6回→3回)</p>
(主) 部落差別解消推進事業	7,608,000	△ 1,511,000	0	0	6,097,000	4,437,383	0	1,659,617	72.8	主な事業調べのとおり	
(主) 多様な性を認め合う社会づくり推進費	1,926,000	0	0	160,000	2,086,000	1,502,078	0	583,922	72.0	主な事業調べのとおり	
鳥取県人権尊重の社会づくり推進費	33,302,000	0	0	0	33,302,000	32,823,267	0	478,733	98.6	・(公社)鳥取県人権文化センターが実施する調査研究、研修事業等に対する負担金を出資した。	
人権啓発教育事業	21,127,000	△ 3,803,000	0	△59,725	17,264,275	14,834,907	0	2,429,368	85.9	<p><人権啓発活動> ・人権情報誌「ふらっと」 10月及び2月の2回発行。 県費予算として、1,284千円を計上していたが、全額国費から支出できたため、不用額となった。 ・ラジオCM 20秒Cを年間70回を放送 ・ガイナール鳥取と連携した啓発 ガイナール鳥取のSNSを活用した新型コロナと人権(ワクチン接種等)に係る啓発のPR ・みんなの人権フェスティバルの開催 11月27日(土)オンライン開催：視聴回数(11/27リアル視聴1,970回、再配信期間(～12/24)視聴10,505回) <人権研修の推進></p>	

											<ul style="list-style-type: none"> ・所属長及び人権推進員を対象とした研修 資料配付による研修(希望によりDVDも活用) ・職員向け同和問題研修 資料及びDVDを活用した研修の実施 ・単位制研修 月2回程度、指定人権講座を指定・通知して、職員の人権研修受講を促した。 <県民等との協働による人権啓発> 委託契約1事業 補助事業2事業 <人権教育の推進> ・障がい者スポーツ体験教室の実施 車イスバスケット：6校実施 ボッチャ：6校実施 ・ユニバーサルデザイン出前授業 10校実施
鳥取県立人権ひろば 21管理運営費	11,108,000	0	0	0	11,108,000	9,986,836	0	1,121,164	89.9	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症による来場者の減に伴い、駐車場賃借料に不用額が生じた 	
北朝鮮による拉致被害者等帰国後支援事業	11,567,000	0	0	0	11,567,000	1,549,326	0	10,017,674	13.4	<ul style="list-style-type: none"> ・国民のつどい 令和3年10月31日、米子コンベンションセンター、参加者約120人 ・拉致問題人権学習会 出前授業2回 ・「拉致問題理解促進DVD」の制作 ・拉致問題啓発パネル巡回展示 県内2か所で開催 <p>不用額の理由：年度内の帰国が実現しなかったため</p>	

鳥取県いじめ問題検証委員会運営事業	1,244,000	△829,000	0	0	415,000	0	0	415,000	0	鳥取県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故に関し、第三者的な視点から事実関係の調査・検証を行うため、「鳥取県いじめ問題検証委員会」を設置する。 不用額の理由：設置する事案が発生しなかったため。
地方改善事業	170,656,000	0	0	0	170,656,000	165,613,991	0	5,042,009	97.0	市町が実施する隣保館の運営指導監督等に要した経費市町が設置する隣保館等の管理運営に要する経費について助成した。 <基本事業> 隣保館運営費：26 <特別事業> デイサービス事業：7 地域交流促進事業：17 相談機能強化事業：1 広域隣保活動事業（隣保館に準ずる施設）：1 ※数字は取組み館数
専修学校等奨学金事業	1,075,000	0	0	0	1,075,000	629,984	0	445,016	58.6	経済的理由により就学が困難な者に貸し付けた就学資金の返還業務に要した経費
鳥取県立人権ひろば21基金造成補助事業	0	470,000	0	0	470,000	469,345	0	655	99.9	鳥取県立人権ひろば21の指定管理者が定款で定める公益事業や施設管理の管理運営に充当するため設置した基金の造成に補助
鳥取県立人権ひろば21移転整備事業	0	0	1,774,630	0	1,774,630	1,697,106	0	77,524	95.6	県立人権ひろば21が、県立生涯学習センターに移転するに伴う経費。県民ふれあい会館の工事等の日程の関係上、一部経費を令和2年度から、繰り越した。

目 計	341,261,000	△6,929,000	1,774,630	0	336,106,630	312,347,882	0	23,758,748	92.9	
(総務管理諸費) 総務管理費諸費充当	0	0	0	6,039,000	6,039,000	6,039,000	0	0	100	令和元年度地方改善事業費（隣保館運営費等）の額の確定に伴う国庫返還金について、総務費の諸費の配当替を受けて支出
目 計	0	0	0	6,039,000	6,039,000	6,039,000	0	0	100	
合 計	341,261,000	△6,929,000	1,774,630	6,039,000	342,145,630	318,386,882	0	23,758,748	93.1	

8 予備費の充用調べ 該当なし

9 現金の取扱状況 該当なし

(1) 現金取扱状況

(2) つり銭の状況

10 財産に関する調べ

(1) 公有財産

ア 土地 (令和4年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況						本年度末		備考
			面積 (㎡)	価額 (円)	増減別	異動日	面積 (㎡)	価額 (円)	増減理由	登記年月日	面積 (㎡)	価額 (円)	
行政財産	鳥取県立人権ひろば21	鳥取市扇町21番地2 ※土地の分筆により「21番地」から変更	875.56		増加						0		行政財産から普通財産へ用途廃止
					減少		△1.43		錯誤	R3.12.10			
					減少	R4.1.20	△874.13		県立人権ひろば21の移転に伴い用途廃止 (普通財産へ)				
計			875.56				△875.56				0		
普通財産	鳥取市人権交流プラザ及び鳥取市中央人権福祉センター用地	鳥取市幸町151番	1,494.13		増加						1,494.13		
					減少								
	(元) 県立人権ひろば21 ※普通財産への用途廃止に伴い、「鳥取県立人権ひろば21」から変更	鳥取市扇町21番地2	0		増加	R4.1.20	874.13		行政財産の用途廃止		0		行政財産から普通財産への用途廃止
					減少	R4.1.25	△874.13		資産活用推進課へ引継		0		資産活用推進課への引継
計			1,494.13				0			1,494.13			
合計			2,369.69				△875.56				1,494.13		

イ 建 物

(令和4年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況						本年度末		備考
			面積(m ²)	価額(円)	増減別	異動日	面積(m ²)	価額(円)	増減理由	登記年月日	面積(m ²)	価額(円)	
行政財産	鳥取県立人権ひろば21	鳥取市扇町21番地/鳥取市扇町21番地2 ※R3.11.10の土地分筆により、移転前施設の所在地は「21番地2」	903.18		増加						252.71		行政財産から普通財産へ
					減少	R3.12.24	△17.51		錯誤				
					減少	R4.1.20	△632.96		県立人権ひろば21の移転に伴い旧施設部分を用途廃止し普通財産へ	R3.12.7			
計			903.18				△650.47				252.71		
普通財産	(元)人権ひろば21 ※普通財産への用途廃止に伴い、「鳥取県立人権ひろば21」から変更	鳥取市扇町21番地2	0		増加	R4.1.20	632.96		行政財産の用途廃止	R3.12.7	0		行政財産の用途廃止
					減少	R4.1.25	△632.96		資産活用推進課へ引継	R3.12.7	0		資産活用推進課へ引継
計			0				0				0		
合計			903.18				△650.47				252.71		

- ウ 山林 該当なし
- エ 不動産売却等 該当なし
- オ 財産の交換 該当なし
- カ 動産（船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機） 該当なし
- キ 物権 該当なし
- ク 無体財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権等） 該当なし
 - （ア）異動状況
 - （イ）出願及び登録の状況
 - （ウ）活用の状況
- ケ 有価証券 該当なし
- コ 出資による権利 該当なし

(2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況

有 ・ 無

イ タクシーチケットの保有状況

(令和4年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本年度中		本年度末未使用枚数
	購入枚数	使用枚数及び金額	
5枚	30枚	16枚 66,430円	19枚

(3) 基金 該当なし

(4) 債権 決算資料提出データベースに掲出済

1 1 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

ア 土地

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用)料(円)		貸付(使用許可)先住所名	備考
							単価	本年度の貸付(使用)料		
普通財産	電柱敷	鳥取市幸町151番	電柱1本	H29.3.31	S53.11.16	H29.4.1 ~ H34.3.31	年額 1,500円	1,500	鳥取市新品治町1地6 中国電力株式会社鳥取営業所町	転貸 県→市→中電
	鳥取市人権交流プラザ等用地	鳥取市幸町151番	1,494.13㎡	H29.3.31	S53.11.16	H29.4.1 ~ H34.3.31	年額	225,706	鳥取市尚徳町16 鳥取市長	
合計								227,206		

イ 建物

注 様式及び記載要領は、「ア 土地」に準ずること。

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用)料(円)		貸付(使用許可)先住所名	備考
							単価	本年度の貸付(使用)料		
行政財産	事務室、相談室、車庫	鳥取市扇町21番地	68.47	H29.2.22	H15.4.1	R3.4.1 ~ R3.5.31	年額 57,270円	57,270円	鳥取市扇町21番地 公益社団法人鳥取県人権文化センター	移転前
	事務室、相談室	鳥取市扇町21番地	32.78	R3.3.19	R3.3.19	R3.5.1 ~ R4.3.31	年額 150,645円	150,645円	鳥取市扇町21番地 公益社団法人鳥取県人権文化センター	移転後
合計								207,915円		

(2) 物品(1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの) 該当なし

- 1 2 借受不動産明細調べ 該当なし

- 1 3 職員駐車場の管理状況調べ 該当なし
 - (1) 管理状況
 - (2) 減免の考え方（減免を行った場合のみ）
 - (3) 使用料の見直し

- 1 4 寄附物件の受納状況調べ 該当なし

- 1 5 備品の処分状況調べ 該当なし

16 貸付金等状況調べ

(1) 総括表

(単位：円)

貸付金の名称	貸付先	貸付額		本年度(元金のみ)			本年度末現在貸付残高 (A+B)-(C+D+E)	備考
		前年度末現在貸付残高(A)	本年度貸付額(B)	償還額(C)	不納欠損額(D)	償還免除額(E)		
専修学校等奨学金	個人	22,053,081	0	5,072,186	0	0	16,980,895	
合計		22,053,081	0	5,072,186	0	0	16,980,895	

(2) 償還状況

(専修学校等奨学金)

(単位：円)

区分	貸付額		本年度				本年度末		備考
	前年度末現在貸付残高(A)	本年度貸付額(B)	区分	収入調定額(C)	償還額(D)	不納欠損額(E)	償還免除額(F)	収入未済額(C-D-E)	
元金	22,053,081	0	過年度分	6,227,005	1,495,700	0	0	4,731,305	12,234,890
			現年度分	3,591,186	3,576,486	0	0	14,700	
			小計	9,818,191	5,072,186	0	0	4,746,005	
利子			過年度分	0	0	0	0	0	
			現年度分	0	0	0	0	0	
			小計	0	0	0	0	0	
合計			9,818,191	5,072,186	0	0	4,746,005		

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等 なし

(2) 監査委員事務局に対する要望等 なし